

臓器移植に係る厚生労働省の取組等

1. 普及啓発等の推進

- 厚生労働省では、一人ひとりが臓器を「提供する」、「提供しない」にかかわらず、意思表示をしていただくような普及啓発を進めることが重要との観点から、臓器提供に関する意思表示を促進するため、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）とともに、地方公共団体、関係諸機関等の協力を得ながら、以下の方法により、啓発資料の配布や臓器提供に関する意思表示の機会の普及を図っている。
 - (1) 市区町村役場の窓口、保健所、公共職業安定所、一部のコンビニエンスストア・スーパー等に、臓器移植に関する知識や意思の記入方法等の説明書きと「臓器提供意思表示カード」が一体となったリーフレット等を配置
 - (2) 医療保険の被保険者証、運転免許証及びマイナンバーカード（個人番号カード）に、臓器提供に関する意思表示欄が設けられており、その交付の際、保険医療関係機関、運転免許試験場（センター）、警察署、市区町村等の協力を得て、リーフレットを配布する等の方法により意思表示欄への記載方法を周知
 - また、運転免許証の更新時講習等において、案内映像を放映し、臓器提供に関する意思表示欄を周知
 - (3) 臓器移植に関する理解を深めるために、中学3年生向けに教育用普及啓発パンフレットを約151万部作成し、全国の中学校（約11,000校）等に送付
 - (4) 新聞広告、テレビラジオCM、インターネット、雑誌広告等を活用した普及啓発の実施
- 毎年10月を臓器移植普及推進月間とし、臓器移植推進国民大会の開催やネットワーク等の関連団体によるグリーンリボンキャンペーンの実施等により、多くの人に臓器移植について理解していただくための普及啓発も行っている。

2. 厚生労働大臣感謝状の贈呈

- 臓器を提供された方に対しては、その崇高な心をたたえ、感謝の意を表するため、厚生労働大臣感謝状を贈呈している。

3. 臓器提供施設への支援

- 臓器提供者の意思が十分に生かされるためには、臓器提供施設の増加や体制整備、地域の医療機関間の連携体制の構築等が重要である。より多くの施設において脳死下での臓器提供体制を整えることができるよう、診療報酬上の評価に加え、臓器提供施設連携体制構築事業（地域における医療機関間の連携等）を通じて、臓器提供の経験が豊富な医療機関の経験の共有の支援等に取り組んでおり、脳死下及び心停止後臓器提供の経験が豊富なスタッフが勤務し、院内体制が充実している施設として、当該事業において認定された施設（拠点施設）は、年々増加している（令和元年度：8施設、令和2年度：10施設、令和3年度：12施設、令和4年度：14施設、令和5年度：17施設）。

（注）臓器提供施設連携体制構築事業において、臓器提供の経験が豊富な医療機関の経験の共有の支援のほか、医療機関が患者の臓器提供意思

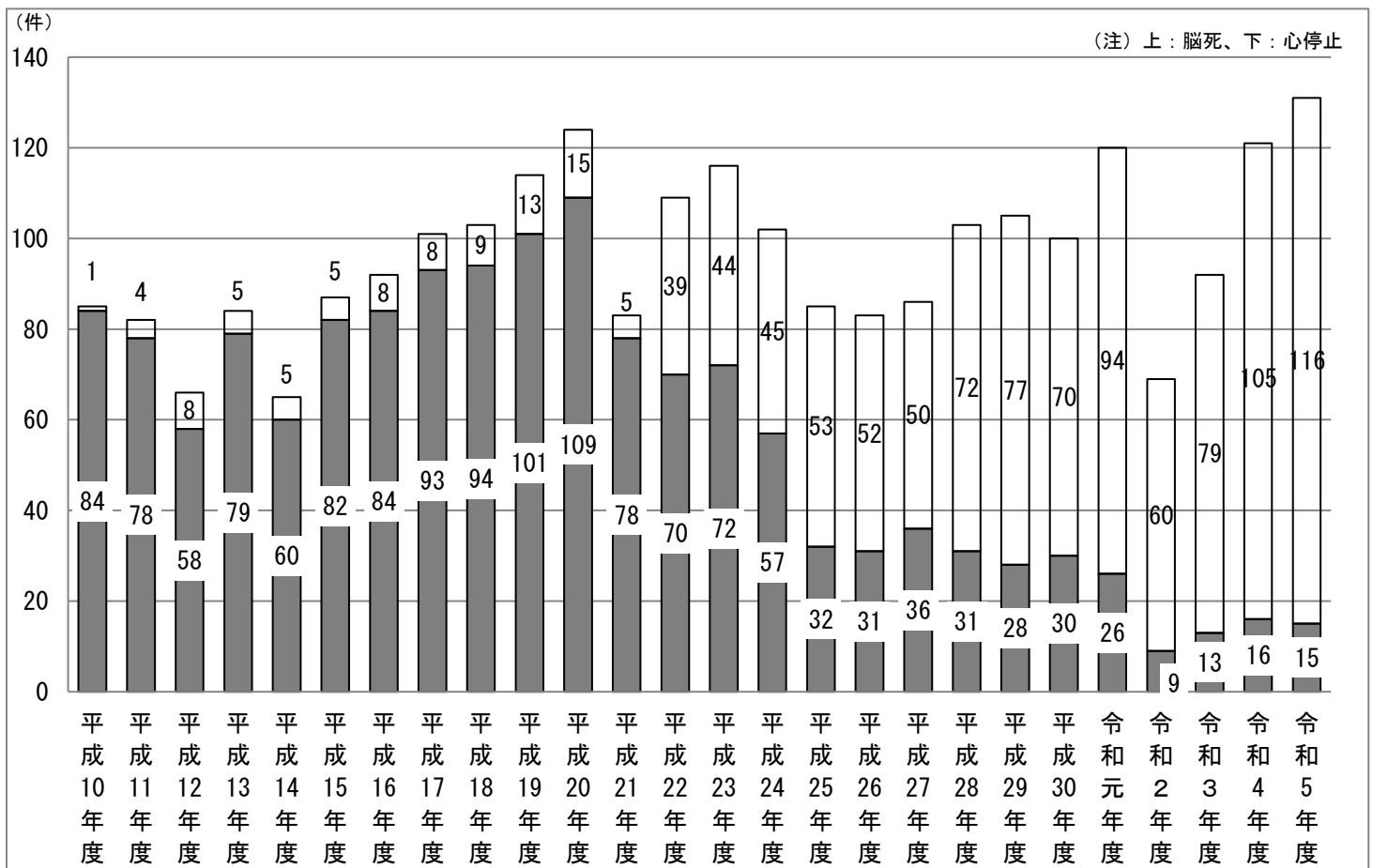
表示の有無を把握する取組、臓器提供が行われる可能性がある事例に関し、関係者内の早期かつ漏れのない情報共有を促す取組等を推進している。

4. 「臓器移植医療対策のあり方に関する提言」を踏まえた臓器移植医療施策の見直し

- 令和4年3月18日、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において「臓器移植医療対策のあり方に関する提言」が取りまとめられ、臓器移植に関する普及啓発の促進、臓器提供の意思を公平・適切に酌み取ることができる仕組みの整備、医療技術の活用による適切な臓器移植の推進、多職種連携の推進による家族支援の充実等について取組を進めるべきとされた。
- このことを踏まえ、令和5年12月12日には、眼球損傷や鼓膜損傷又は高位脊髄損傷により脳幹反射の消失等の状態の確認ができない場合に脳血流の消失の状態を確認することで法的脳死判定を可能とするよう、臓器の移植に関する法律施行規則（平成9年厚生省令第78号）の一部改正を行った。

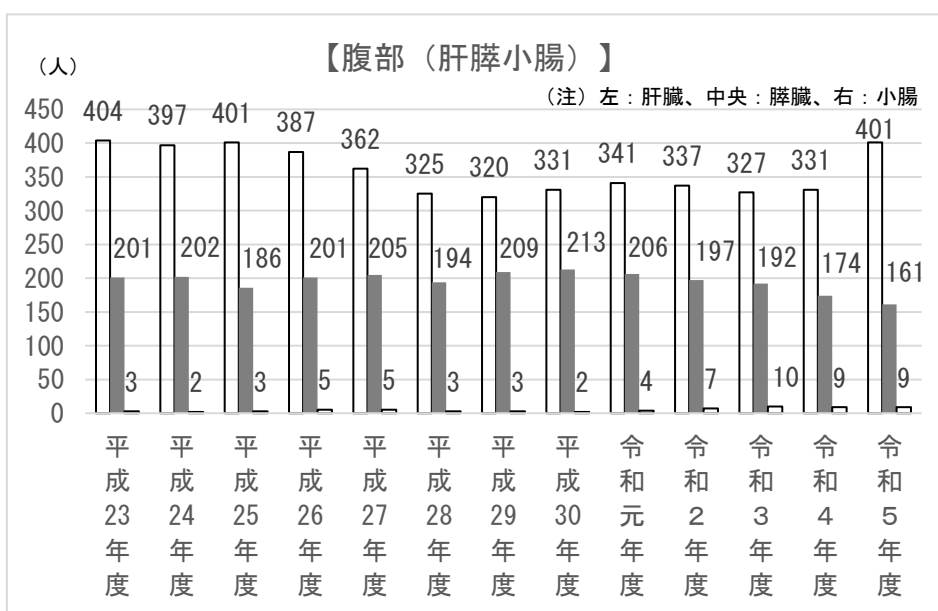
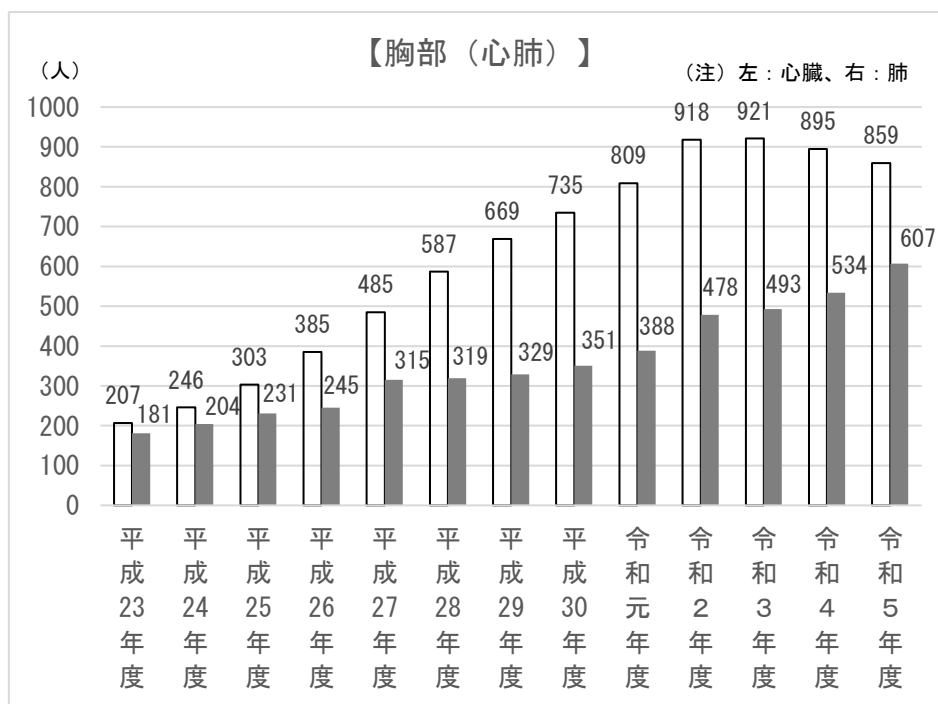
5. 臓器移植の状況の推移等

① 臓器提供の件数の推移



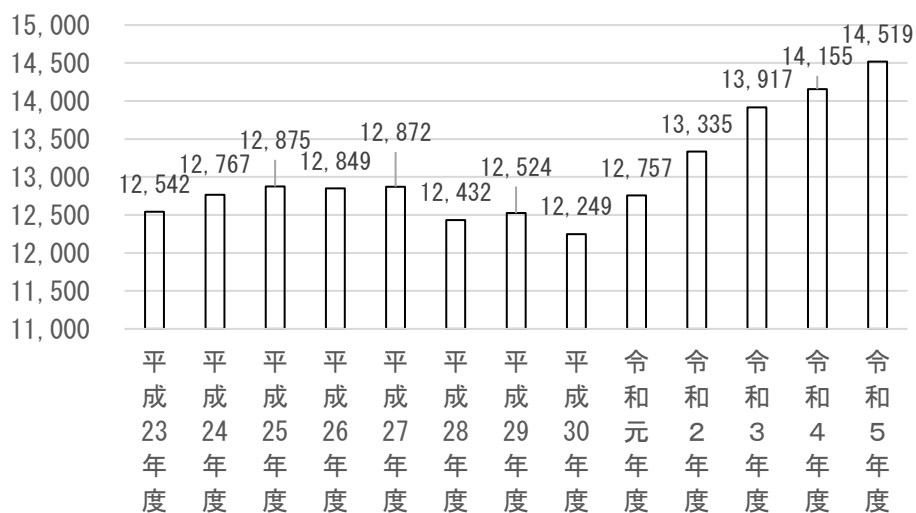
(注) 公益社団法人日本臓器移植ネットワークが集計したものである。

② 移植希望登録者数の推移



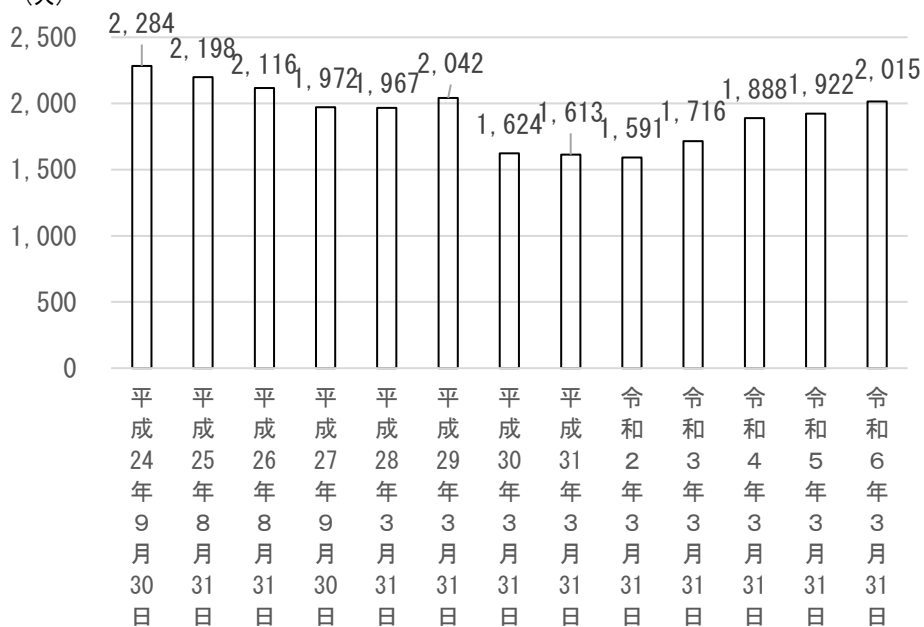
(人)

【腹部（腎臓）】



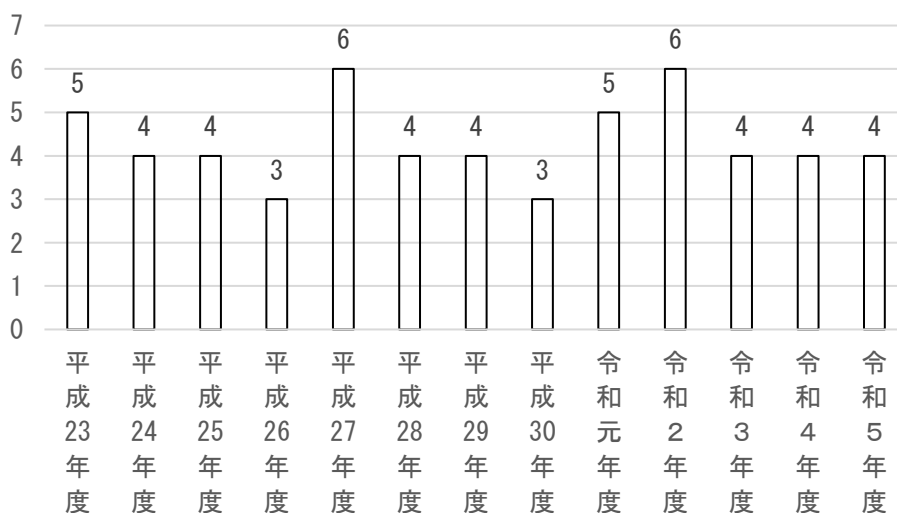
(人)

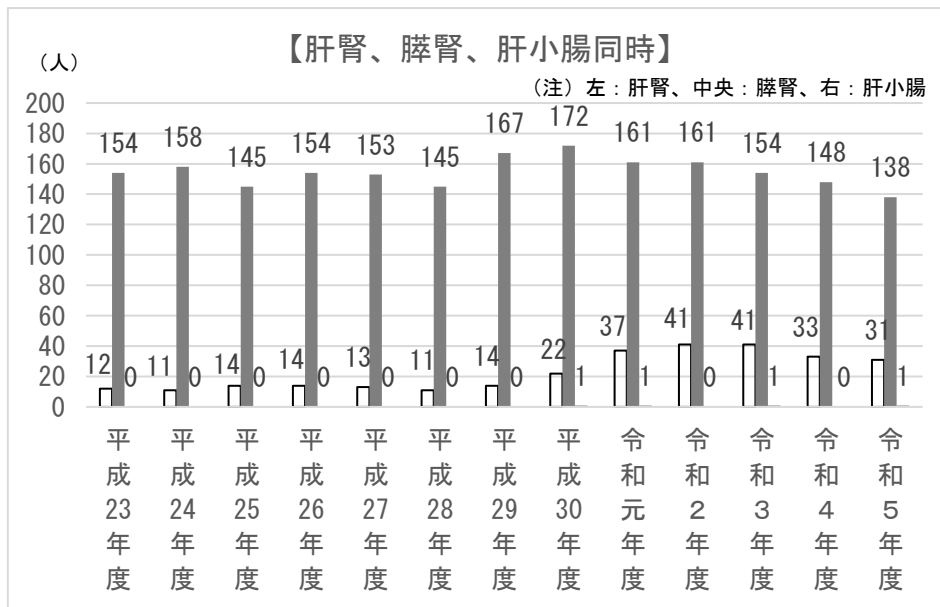
【眼球】



(人)

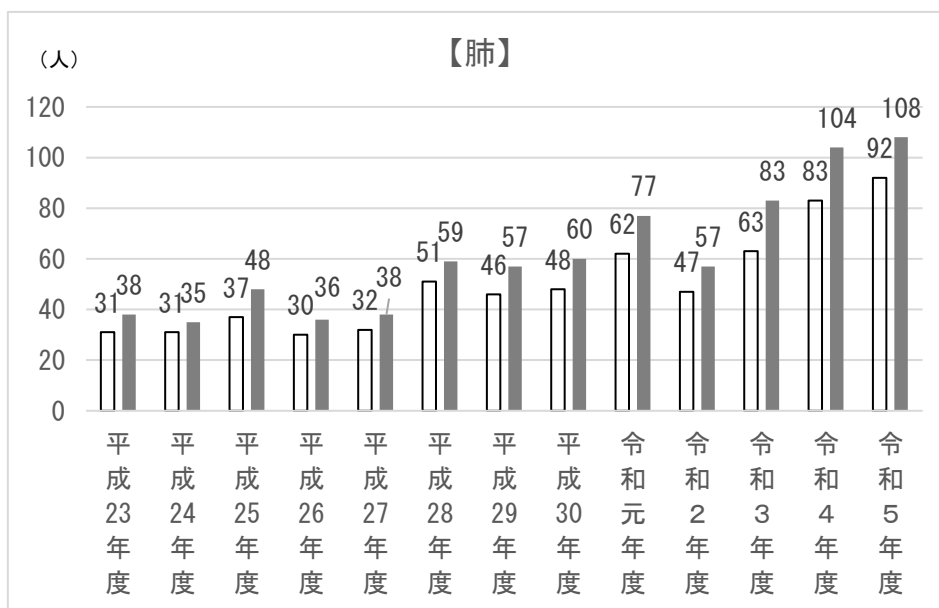
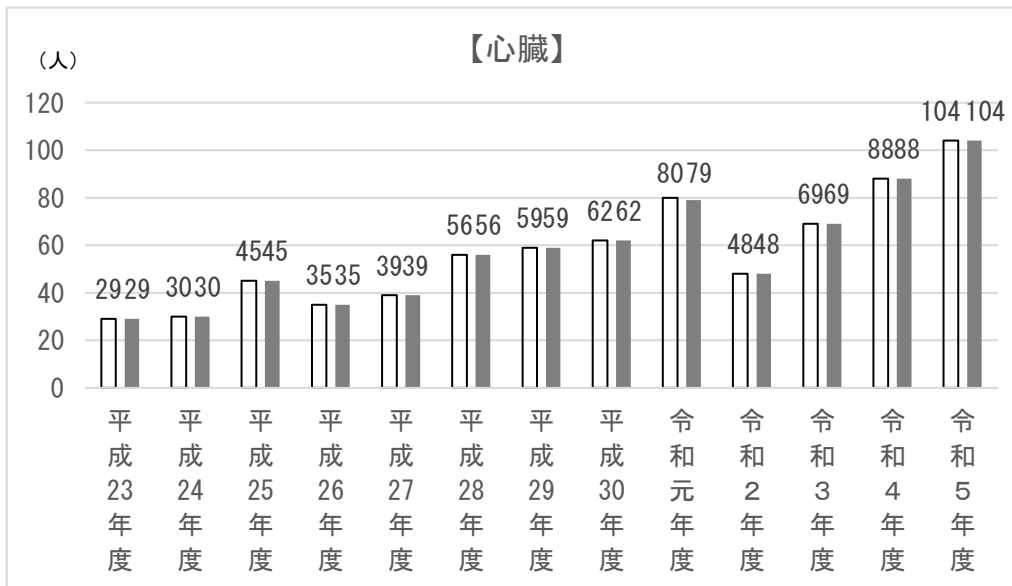
【心肺同時】

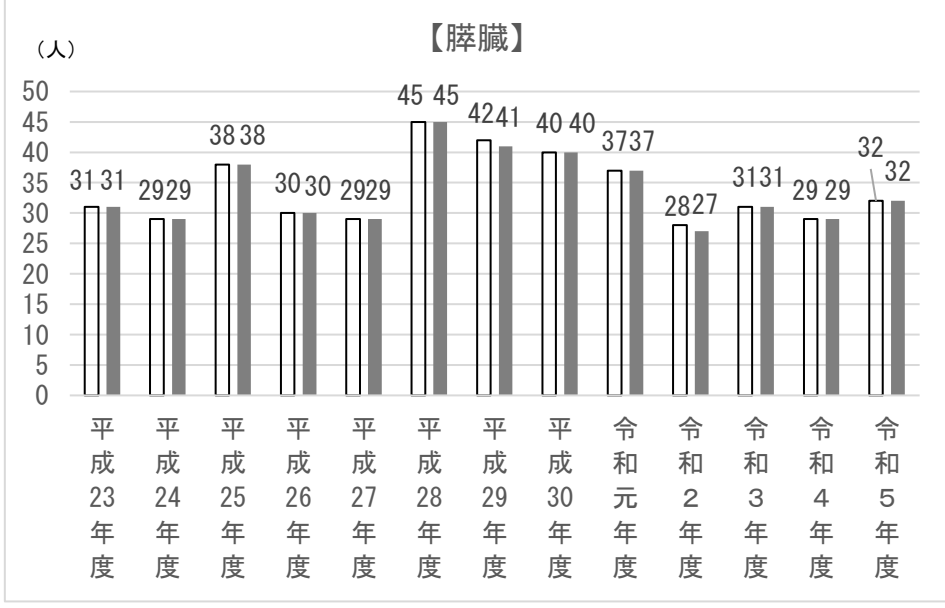
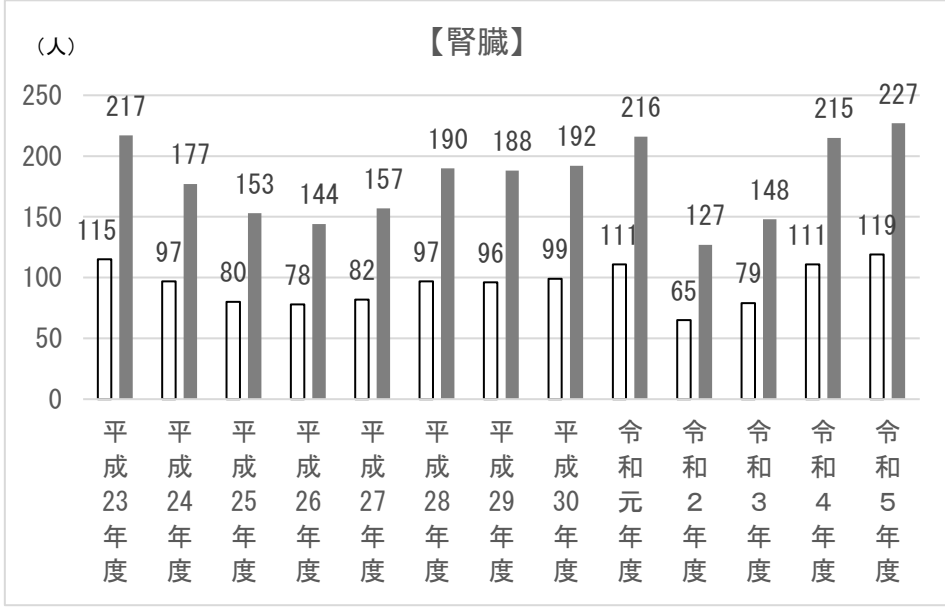
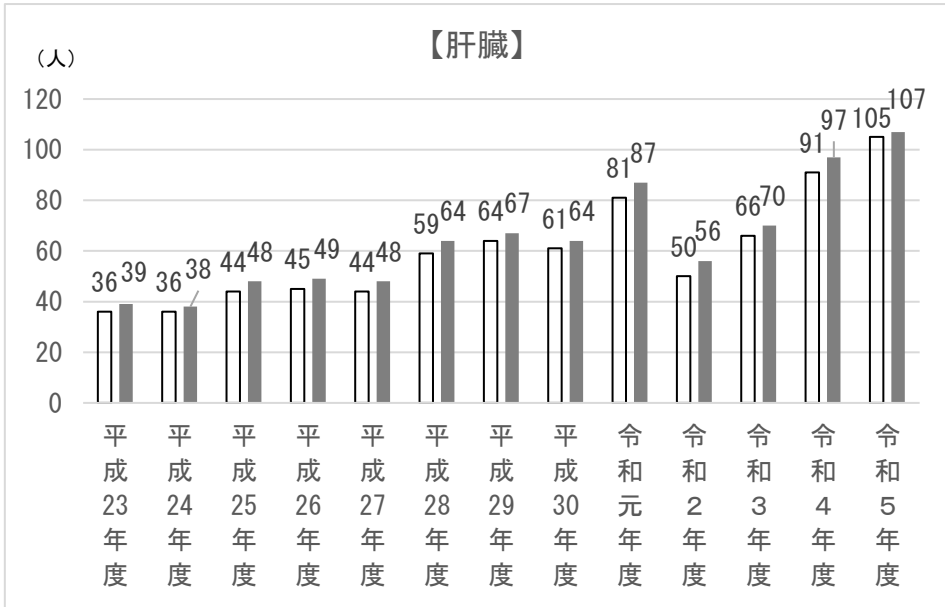


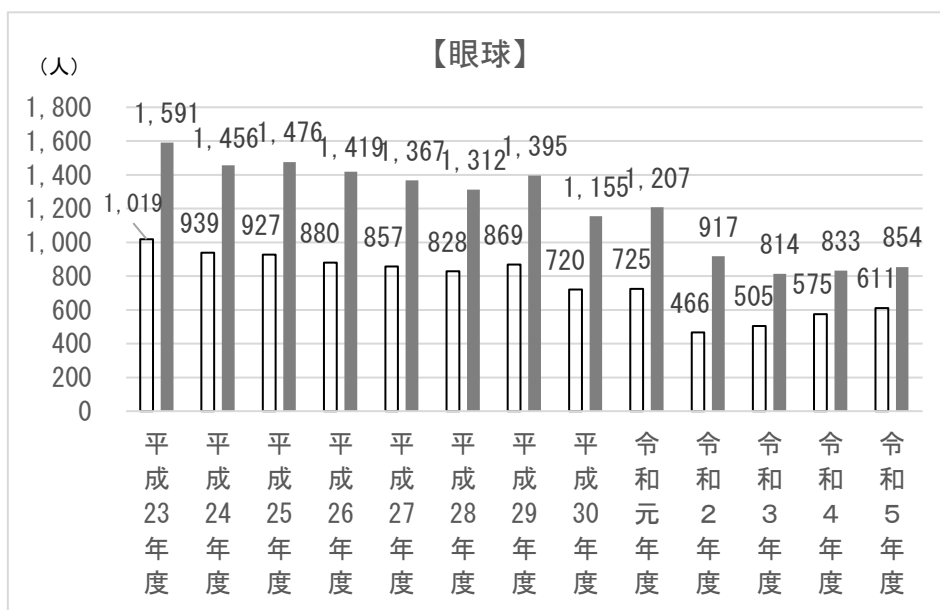
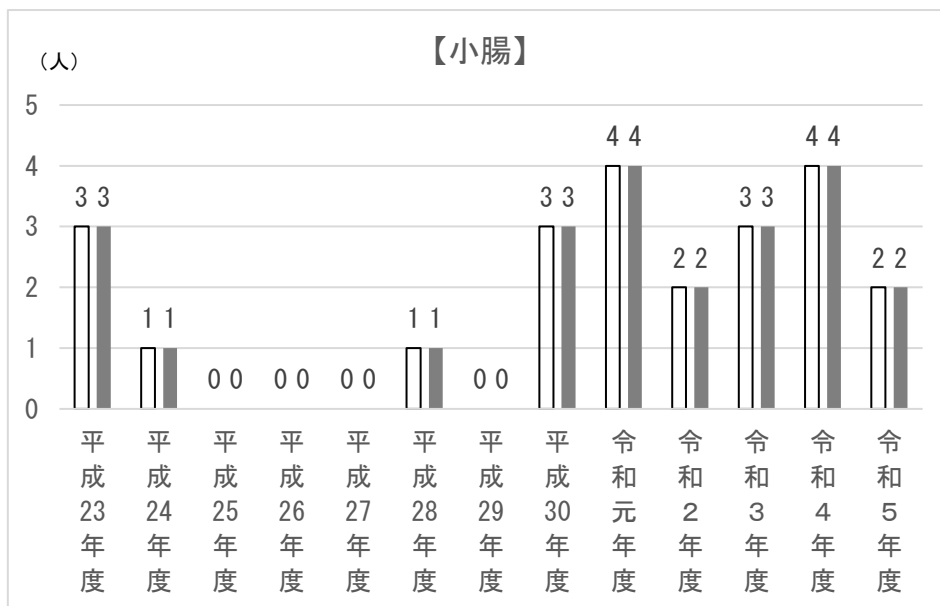


(注) 眼球以外は公益社団法人日本臓器移植ネットワークが、眼球は公益財団法人日本アイバンク協会が集計したものである。各臓器の移植希望登録者には複数臓器移植希望者数を含む。眼球以外は各年度末時点の臓器移植希望者数。

③ 臓器提供者数及び移植実施数の推移 (いずれも各年度における左のグラフが臓器提供者数、右が移植実施数)

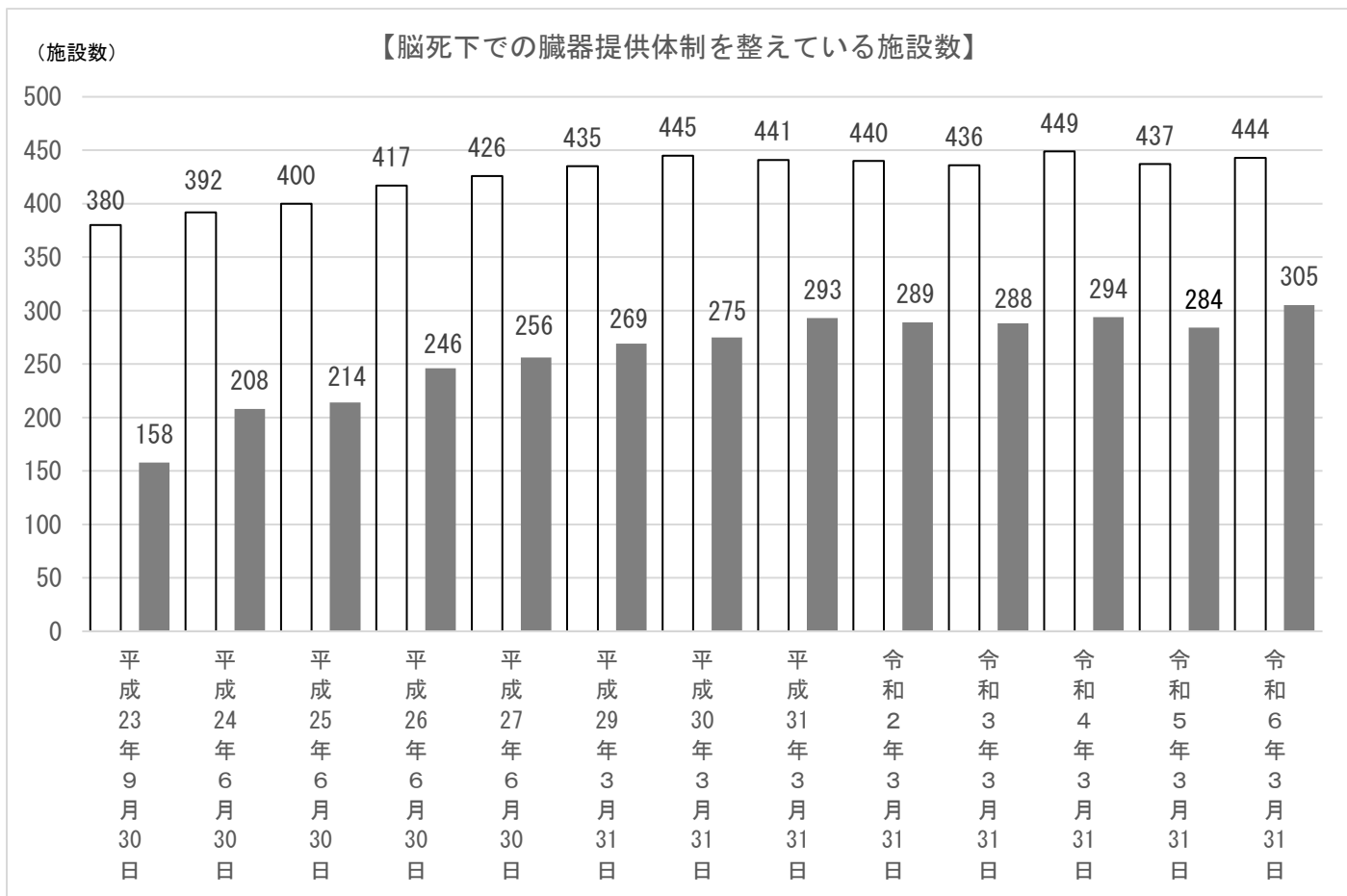






(注) 眼球以外は公益社団法人日本臓器移植ネットワークが、眼球は公益財団法人日本アイバンク協会が集計したものである。各臓器の臓器提供者数及び移植実施数には複数臓器の提供者数及び移植実施数を含む。

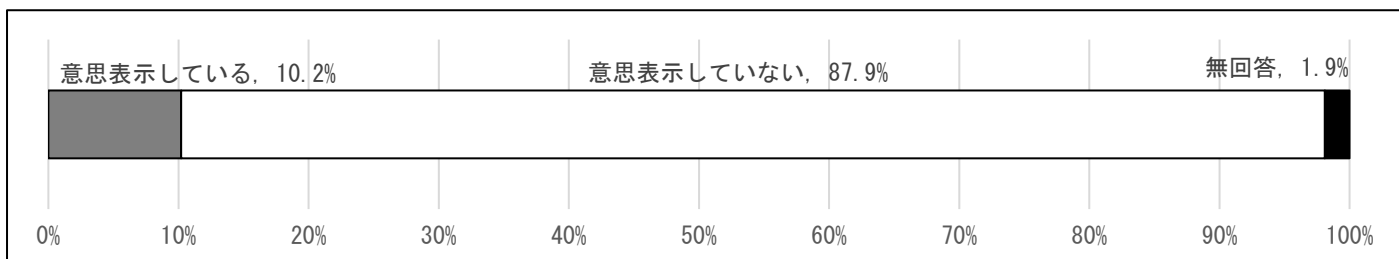
④ 脳死下での臓器提供体制を整えている施設数の推移（各日時点における左のグラフが脳死下での臓器提供体制を整えている施設数、右のグラフが18歳未満も含め臓器提供体制を整えている施設数）



（注1）臓器提供体制を整えている施設については、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知別紙。以下「ガイドライン」という。）第4に規定する全ての条件（①臓器摘出の提供体制が確保されていること等、②適正な脳死判定を行う体制があること、③救急医療等の関連分野において高度の医療を行う施設であること）を満たす施設である。

（注2）18歳未満も含め臓器提供体制を整えている施設については、ガイドライン第4に規定する全ての条件を満たす施設のうち、ガイドライン第5に規定する全ての条件（①虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備されていること、②児童虐待の対応に関するマニュアル等が整備されていること）を満たす施設である。

⑤ 臓器提供の意思表示の状況



（注）内閣府が令和3年9月に行った「移植医療に関する世論調査」（調査対象：全国18歳以上の者3,000人。有効回答者数：1,705人。回収率：56.8%）における「あなたは、臓器提供の意思表示について、どのようにお考えですか。」という質問に対する回答を集計したものである。